



実習生・特定技能の扶養控除申請について (令和5年1月以降・条件が変更になります。)

※赤字で記載した部分が今年からの変更点です

必要書類①：親族関係書類

海外居住親族について、扶養控除の適用を受ける場合には、親族関係書類の提出が必要です。

【親族関係書類とは？】

外国の公的機関が発行した、戸籍謄本や出生証明書・婚姻証明書などの書類が該当します。外国語で記載されている場合は、日本語訳も必要となります。(中国・タイ以外の実習生・特定技能者については、配属時に組合から各企業にお渡ししております。)

例えば：妻の両親を扶養家族にする場合は

自分の戸籍簿(妻の名前記載あり) + 妻の出生証明(両親の名前記載あり) と、2つの証明書が必要となります。

必要書類②：送金関係書類

以下の海外居住親族については、昨年同様に送金証明(金額の規定無し、概ね10万円程度の送金実績があれば可)の提出で、扶養家族として認められます。

【配偶者】(年齢関係なし)

【16歳～30歳】までの親族

【70歳以上】の親族

※実習生の場合は、配偶者のほか、兄弟や祖父母が該当する可能性が異なります。

※年齢要件は、年末調整を行う年の12月31日時点の年齢で計算します。

必要書類③：38万円送金書類

以下の海外居住親族については、1人につき年間(1月～12月まで)38万円以上の送金を受け取った人のみ扶養家族として認められます。

※父と母の分を父1人に76万円送金した場合は、父のみ扶養と見なされます。

【30歳～69歳の親族】

※実習生の場合は、両親等が該当する可能性がありません。

実習生が組合を通して送金した場合(SBIレミットを使用)年末までに送金証明を発行し、各企業にお渡ししております。送金証明には、今年から各受取人に送金した合計金額が記載されております。

送金合計額を確認の上、扶養家族に該当するかどうかをご判断下さい

ご不明な点はJCI産業文化協同組合 TEL：03-3525-4838 までお問い合わせください。